

FRP ドームハウスに関する建築基準法との関係

当該 FRP ドームハウスを仮設としてではなく、居住用として建築する場合、基本的に建築物扱いとなり建築基準法の適用を受ける為、建築確認申請が必要となります。

しかし、現行の建築基準法の構造種別の中に、FRP 無骨組構造というものが無い為、現状では建築確認申請を受けることが出来ません。

ただし、都市計画区域外において自身の居住目的で建築する場合に限り、建築確認申請は不要である為、自己の責任においてご判断ください。（申請不要であっても建築物ではあるので、基礎コンクリート等により土地に定着させる必要はあります。）

また、厳密に言うならば、仮設建築物（例えばイベントでの使用）としての扱いに関しましても同様に建築基準法の構造種別の規程がかかる為、仮設許可を受けることはできません。

建築基準法の制約は、建築用途・規模・場所等によって変わり、一律ではありません。個々の状況に応じた詳しい内容をお知りになりたい方は、BLANC 建築アトリエ（当社タイアップ建築設計事務所）サイト内、コンタクトフォームよりお問い合わせください。

BLANC 建築アトリエ / 一級建築士事務所

<http://www.blanc-design.jp/>

当社は FRP ドームハウスを「自由な用途で、自由な規模で、自由な場所で」広くご愛顧頂けるよう、個別認定取得へ向けて申請の準備を致しております。